

「コールセンターシステム・ネットワーク設備構築及び保守業務」仕様書（案）に対するご意見または修正案について

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

事業推進部相談センター室

No.	該当頁		該当する箇所の章と項番		調達仕様書(案)の記載内容 (概要でも構いません)	ご意見、修正案、ご質問等	ご意見等の提出理由	種別	採用の可否	回 答
	該当物	ページ	章	項番						
1	調達仕様書本文	29	3	(1)4	4.完全性 (1)バックアップの取得間隔 バックアップの取得間隔は、更新のあったデータを日次で取得し、1週間を1サイクルとして保有する（7世代保管）。	記載の修正をご検討頂けますか。 ＜修正案＞ バックアップの取得間隔は、更新のあったデータを日次で取得し、世代数については、提案するソリューションに応じて最適なものを提案すること。	もし最新のデータを以って復旧を図る方針であれば、データ復旧の観点で7世代データ保持する必要はないと考えます。	要望	採用	ご指摘の通り仕様書を修正致します。
2	調達仕様書本文	18	2	3	(9) ソフトフォンアプリケーションライセンス ア 基本機能（オペレータ用） (ク)ハードフォン連携が出来ること	(9) ソフトフォンアプリケーションライセンス ア 基本機能（オペレータ用） の（ク）に、以下の説明を追加頂けますか。 ＜追加＞ （ク）ハードフォン連携が出来ること。 （イ）のソフトフォン操作と連動して、コールセンター用のハードフォンが動作可能なこと。その場合、ハードフォンおよび専用ヘッドセットを追加で調達する。	音声品質、可用性の担保が目的。	要望	－	機構にとって有益と考えられる事項については、入札参加時の提案書にてご提案いただければと思います。
3	調達仕様書本文	18	2	3	(9) ソフトフォンアプリケーションライセンス イ 基本機能（管理者用）	(9) ソフトフォンアプリケーションライセンス に、(ケ)を追加頂けますか。 ＜追加＞ （ケ）ハードフォン連携が出来ること。 （イ）のソフトフォン操作と連動して、コールセンター用のハードフォンが動作可能なこと。その場合、ハードフォンおよび専用ヘッドセットを追加で調達する。	音声品質、可用性の担保が目的。	要望	－	機構にとって有益と考えられる事項については、入札参加時の提案書にてご提案いただければと思います。 なお、管理者用の基本機能に「ハードフォン連携が出来ること」が記載されてなかったため、仕様書に追記致します。
4	調達仕様書本文	30	3	(1)9	セキュリティ要件 (2) ウイルス対策ソフトウェアを使用すること。なお、パターンファイルの配信などソフトウェアの運用は、機構の指示の下、対応を行うこと。	＜留意事項＞ コールセンターアプリケーションに影響を与える可能性があるため、導入非推奨となります。 本要件を実施するためには、別途開発環境の準備と事前検証作業が都度必要となります。	次期システム安定稼働に向けてリスクを回避するため	意見	不採用	情報セキュリティ関係については、「独立行政法人勤労者退職金共済機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準」、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」に準拠しており、原則ウイルス対策ソフトの導入は必須要件となっております。 これらを参照した上で、業務遂行にあたり疑義が生じた場合には機構と協議を行うため、仕様書から削除は致しませんが、一部表記の変更を致します。
5	調達仕様書本文	30	3	(1)9	セキュリティ要件 (3) OSセキュリティパッチ Windowsサーバのセキュリティパッチは、機構の方針に基づき適用を行うこと。	＜留意事項＞ コールセンターアプリケーションに影響を与える可能性があるため、パッチ適用非推奨となります。 本要件を実施するためには、別途開発環境の準備と事前検証作業が都度必要となります。	次期システム安定稼働に向けてリスクを回避するため	意見	不採用	情報セキュリティ関係については、「独立行政法人勤労者退職金共済機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準」、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」に準拠しており、原則パッチの適用は必須要件となっております。 これらを参照した上で、業務遂行にあたり疑義が生じた場合には機構と協議を行うため、仕様書から削除は致しませんが、一部表記の変更を致します。
6	調達仕様書本文	37	6	(14)1	情報セキュリティ対策一覧 1. 不正利用・不正アクセス対策 ・サーバ等のパスワードは年1回以上変更すること ・不正利用や不正アクセスの有無についてログを分析し月一回報告すること	＜確認＞ ・サーバの管理者パスワード変更はシステムで利用するため、変更不可となります。 参照のみ等、権限を付与した一般ユーザのパスワードは定期的に変更して対応するものとさせていただきます。 ・不正アクセス有無について、点検ユーザ以外のログイン履歴が無いことを確認するものとさせていただきます。	情報セキュリティ対策による要件の確認	要望	不採用	情報セキュリティ関係については、「独立行政法人勤労者退職金共済機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準」、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」に準拠しております。 これらを参照した上で、業務遂行にあたり疑義が生じた場合には、機構と協議を行うため、仕様書の記載は変更致しません。
7	調達仕様書本文	37	6	(14)1	情報セキュリティ対策一覧 2. セキュリティホール対策 ・機構と協議の上、決められた運用スケジュール通りバージョンアップ、パッチ等の適用を行うこと ・適用前に事前テストを行うこと ・適用結果を確認し結果を報告すること ・適用漏れがあった場合速やかに再適用を行うこと ・定期的にフルスキャンを実行すること ・パターンファイル・セキュリティパッチ並びにソフトウェアのバージョンアップ対応等に利用されるファイルは、信頼できる入手元から入手すること	＜留意事項＞ コールセンターアプリケーションに影響を与える可能性があるため、パッチ適用非推奨となります。 本要件を実施するためには、別途開発環境の準備と事前検証作業が都度必要となります。	次期システム安定稼働に向けてリスクを回避するため	意見	不採用	情報セキュリティ関係については、「独立行政法人勤労者退職金共済機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準」、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」に準拠しており、原則パッチの適用は必須要件となっております。 これらを参照した上で、業務遂行にあたり疑義が生じた場合には、機構と協議を行うため、仕様書の記載は変更致しません。
8	調達仕様書本文	6	1	5(3)	(3) 機器の撤去 受託者が納入したハードウェアは、機構から残置するよう指示があったものを除き、運用期間終了後、撤去・搬出期間 に 設置場所から撤去及び廃棄を行うとともに、記憶装置に記録されているすべての情報を再利用できないよう完全に消去又は破壊し、消去又は破壊したことを保障する証明書を提出すること。 撤去・搬出期間：令和11年7月1日～令和11年7月31日	＜確認＞ 撤去内容に既存システムのハードウェア撤去内容が記載されておりませんが、不要でよろしいでしょうか。	既存システム撤去内容確認のため	質問	採用	受託者が現行機器の撤去を行うよう仕様書の記載を修正致します。